







許可申請時、核種と数量を定め て承認を得る

申請外の核種や申請以上の数量は所持できない 譲渡し・譲受けも許可の範囲内でしかできない



目的

医学・薬学の研究・教育

(例えば、医療行為など)

目的外の用途でのRI利用は不可



本学RI実験室の許可保管数量				
	第1貯蔵箱 (-20℃)	第2貯蔵箱 (4℃)	第3貯蔵箱 (常温)	単位:MBq
3 H	1850	1850	37000	
¹⁴ C	333	111	111	
32 p	296	111	8843	
³⁵ S	370	370	740	
¹²⁵ I	185	0.72	924.3	

.

本学RI実験室の許可使用数量 1日最大使用数量 3月間使用数量 年間使用数量 単位: MBq ^{3}H 3700 185 925 14**C** 37 138 555 32**p** 111 2312 9250 355 74 278 1110 $^{125}\mathbf{I}$ 18.5 278 1110





- ・ 地崩れ、浸水のおそれがないこと
- ・ 耐火構造又は不燃材料
- ・ 遮へいを設け、線量を基準以下に すること

基準を満たしていないと使用許可がおりない

使用施設の基準(非密封RI) 114条の7

作業室

- 非密封RIを使用することができる室
- ここ以外での非密封RIの使用は不可
- 部屋の壁・床は汚染しにくく、除去しや すい材料

■ 使用施設の基準(非密封RI) ■ _{則14条の7}

汚染検査室

- 汚染の拡大を防ぐための検査をする室
- 汚染検査に必要な機材、洗浄設備、更衣設備の設置
- 出入口に設け、壁・床等は作業室と同条件

貯蔵施設の基準 則14条の9

- 貯蔵箱または貯蔵室を設けること
- 液体上のRIを入れる容器は、液体がこぼれにく く、浸透しにくい材料とすること
- 貯蔵施設の扉などに、鍵を設けること

■ 廃棄施設の基準(保管廃棄設備) ■ _{則14条の11}

- RI汚染物置場
- 耐火構造または不燃材料
- 汚染物を入れる容器は、承認された物のみ(アイソトープ協会のドラム管)



2



- 非密封RIを使用する場合、排気設備を設置
 - > 空気中のRIの濃度限度が設定
 - > 濃度限度以下にできる設備が必要

■ 廃棄施設の基準(排水設備) ■ _{則14条の11}

- 液体のRIを使用する場合、排水設備を設置
 - ▶ 排水中濃度限度が設定
 - ▶ 排水を採取し、濃度測定できる設備を設置
 - ▶ 排水中RI濃度を基準以下にする設備を設置
 - ▶ 排水調整装置を設置



- 「放射線の健康影響等に関する統一的な資料(平成29年度版)」環境省 http://www.env.go.jp/chemi/rhm/basic_data.html
- 放射線必須データ32 被ばく影響の根拠 (2016) 田中司朗、角山雄一、中島裕夫、坂東昌子
- よくわかる放射線アイソトープの安全取扱い(2018)公益社団法人日本アイソトープ協会

以下を使用しています。

いらすとや: https://www.irasutoya.com/ ICOOON MONO : https://icooon-mono.com/ 効果音ラボ: https://soundeffect-lab.info/ DOVS-SYNDROME : https://dova-s.jp/

VOICEVOX(音声読み上げソフト): https://voicevox.hiroshiba.jp/